

令和8年度放課後児童クラブ入会児童 選考基準

1 基礎項目

R7.10.1改訂

就 労 等 の 類 型			保 護 者 の 状 況		基礎点数		
					父	母	
No.	類 型		就労日数等		終業時刻 ・ 日数 ・ 就業時間		
①	就 労（自営業含む） ※上限は父母それぞれ10点	区分 A (固定就労)	終業(平均)時刻 ※開所時間内に就労していること	通 年 長期休暇	1 7 時以降	10	10
					1 6 時以降 1 7 時未満	9	9
					1 5 時以降 1 6 時未満	7	7
					1 4 時以降 1 5 時未満	6	6
					1 3 時以降 1 4 時未満	5	5
					1 2 時以降 1 3 時未満	4	4
					1 1 時以降 1 2 時未満	3	3
			就労日数 ※減点により 0 点未満になった場合は 1 点として扱う。	週 4 日	△ 1	△ 1	
				週 3 日	△ 2	△ 2	
				週 2 日	△ 4	△ 4	
		区分 B (変則就労)	就業時間月平均 (休憩時間含む) ※通年利用の場合は、終業時間が14時以降の日があること	1 7 0 時間以上（週 4 2 , 5 時間以上）	10	10	
				1 4 0 時間以上（週 3 5 時間以上）	9	9	
				1 2 0 時間以上（週 3 0 時間以上）	7	7	
				1 0 0 時間以上（週 2 5 時間以上）※	6	6	
				8 0 時間以上（週 2 0 時間以上）※	4	4	
				6 0 時間以上（週 1 5 時間以上）※	3	3	
			区分C (内職等)	就業時間月平均	1 7 0 時間以上（週 4 2 , 5 時間以上）	8	8
					1 4 0 時間以上（週 3 5 時間以上）	6	6
					1 0 0 時間以上（週 2 5 時間以上）	4	4
8 0 時間以上（週 2 0 時間以上）	2				2		
②	父母の 疾病等 (本人)	自宅療養	保育不可能（他者の介護が必要な場合、要介護2以上）		10	10	
			援助があれば可能（運動、外出制限はあるが、身の回りのことは自分で行える場合、要介護 1）		7	7	
			上記以外（要支援 2 又は同程度）		5	5	
		障害	保育不可能（身体障害者手帳 1 級・2 級、療育 A、精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度）		10	10	
			援助があれば可能（身体障害者手帳 3 級、療育 B、精神障害者保健福祉手帳2級又は同程度）		8	8	
			その他		6	6	
③	他者の介護(自宅) ※要介護者 1 人に対して1人のみ	重度の介護を要する（要介護 4 以上、身体障害者手帳 1 級・2 級、療育 A、精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度）		10	10		
		中度の介護を要する（要介護 3、身体障害者手帳 3 級、療育 B、精神障害者保健福祉手帳2級又は同程度）		8	8		
		軽度の介護を要する（要介護 2 又は同程度）		6	6		
		上記以外（要介護 1 以下又は同程度）		4	4		
④	他者の介護(別宅) ※要介護者 1 人に対して1人のみ	重度の介護を要する（要介護 4 以上、身体障害者手帳 1 級・2 級、療育 A、精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度）		7	7		
		中度の介護を要する（要介護 3、身体障害者手帳 3 級、療育 B、精神障害者保健福祉手帳2級又は同程度）		5	5		
		軽度の介護を要する（要介護 2 又は同程度）		4	4		
		上記以外（要介護 1 以下又は同程度）		1	1		
⑤	その他	死亡		10	10		
		出産（出産予定日の前 2 か月、後 3 か月以内）		－	10		
		離婚、海外在住、行方不明、拘禁（1 年以上）等		10	10		
		学校・職業訓練学校等への通学		①を適用			
基礎点数			基礎項目①～⑤の点数の合計 ※ ①～⑤の重複選択は、不可				

【裏面あり】

2 調整項目

児童の世帯の状況			調整点数
① 児童学年		1年生	30
		2年生	25
		3年生	15
		4年生	5
		5年生	1
② 祖父母の状況 ※父方、母方の祖父母の点数を比べて少ない方を加点する。 ※75歳以上は10点として扱う。	市内に祖父母がいない		10
	同居	基礎項目①～④を準用 $\{(祖父の基礎点数) + (祖母の基礎点数)\} \div 2$	0～10
	別居	基礎項目①～④を準用 $\{(祖父の基礎点数) + (祖母の基礎点数)\} \div 4 + 5$	5～10
③ 児童の状況 ※重複選択不可	身体障害者手帳若しくは療育手帳を所持又は特別支援学級在籍		6
	発達障害の診断		3
	R8年度通級指導教室の利用を予定している（ことばの教室、発達教室等）		3
④	児童虐待及び養育放棄、DV等 （こども・若者支援課に係わる配慮が必要な世帯）		10
⑤	生活保護世帯		5
	ひとり親世帯（祖父母と同居でない場合） ※同居とは、世帯分離・2世帯住宅・隣接する住宅を含む。（以下、同じ） ※生活保護世帯かつひとり親世帯の場合は、生活保護世帯の点数のみ加点する。		5
	県外に単身赴任（祖父母と同居でない場合） ※就労証明書に単身赴任期間の記載があること		5
	その他市・社会福祉協議会が必要と認める場合		*
調整点数		調整項目①～⑥の合計	
合計点数		基礎点数 + 調整点数	

- ・基礎項目について、父母ともに①～⑤のいずれかに該当しているかを確認し、基礎点数を算出する。
（児童クラブの主たる利用理由を基礎項目の①から⑤のうち、ひとつ選択する。※基礎項目①～⑤の重複選択は不可）
- ・調整項目①～⑥の該当事項を加算し、調整点数を算出する。
- ・基礎点数と調整点数を合計し、合計点数を算出する。